明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令（**総務**四七）　一

○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（**同**四八）　二

○文部科学省関係文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律施行規則（**文部科学**一八）　三

○輸出貿易管理規則等の一部を改正する省令（**経済産業**四三）

〔告　示〕

○農業信用保証保険法第二条第三項第四号及び第六十六条第一項第一号の規定に基づき、主務大臣が指定する資金及び主務大臣が指定する農業協同組合を定める件の一部を改正する件（**財務・農林水産**一一）　四

○保安林の指定をする件（**農林水産**八九一～九〇四）

○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**五七六～五八一）

○都市計画に関する件（**関東地方整備局**一九一）

○道路に関する件（**同**一九二、一九三）

○都市計画に関する件（**近畿地方整備局**九一）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

人事院　国家公安委員会　警察庁　外務省　特許庁

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

官庁事項

九州地方整備局公示（九州地方整備局）

〔公　告〕

諸事項

官庁

建設業の許可の取消処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

共済組合定款の一部変更（法務省・刑務）関係

会社その他

省令

○総務省令第四十七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第十三条第二項ただし書の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月三十日

総務大臣　高市　早苗

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（個人番号カードの交付方法） **第二十三条の二**　令第十三条第二項ただし書の総務省令で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。 一　本人限定受取郵便等（その取扱いにおいて名あて人本人若しくは差出人の指定した名あて人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれらに準ずるものをいう。）により送付する方法 二　交付申請者に係る住民票に記載されている住所にあてて、書留郵便等（書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達の記録をする郵便又はこれらに準ずるものをいう。次号において同じ。）により、転送不要郵便物等（その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるものをいう。同号において同じ。）として送付する方法（当該交付申請者が当該方法により確実に交付を受けることができる旨を住所地市町村長に申し出た場合に限る。）	（個人番号カードの交付方法） **第二十三条の二**　令第十三条第二項ただし書の総務省令で定める方法は、名宛人本人に限り交付し、又は配達する方法（名宛人であることの確認を行うことにより交付又は配達するものに限る。）とする。 ［新設］